

クーリング・オフ制度って？

クーリング・オフとは、消費者がいったん契約の申込みや締結をした場合でも、一定の期間内であれば**無条件で契約の申込みを撤回**したり、**解約を解除**したりできる制度です。

※下表にある取引で契約をした場合、消費者は表記の期間内クーリング・オフすることができます。

取引形態	クーリング・オフ期間
訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入	8日間
エステや英会話教室などの特定継続的役務提供	8日間
いわゆる内職商法などの業務提供誘引販売取引、いわゆるマルチ取引などの連鎖販売取引	20日間

クーリング・オフ期間の例

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供などは8日以内

契約書を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

内職商法・マルチ取引は20日以内

クーリング・オフができない場合（例）

店舗での購入 3,000円未満の現金取引

自動車販売 通信販売 使用した消耗品（化粧品や健康食品など）

通信販売は、事業者が定めた返品特約（返品ルール）に従います
例）「商品到着後、5日以内は返品可」「返品は受け付けません」など

● 法律に定められた書面を受け取った日から一定期間内に、**ハガキ**または**電子メール**等の電磁的記録で行います

【記載例】

ハガキ **電子メール** **クーリング・オフ専用フォーム**

必要事項（上記【記載例】参照）を記入し、コピーまたはスクリーンショット※などの方法で保存をします

ハガキの場合は郵便局窓口から**特定記録郵便**か**簡易書留**で出します（コピーと受領証は保管します）

● クレジットカードを利用した場合は、同様の書面を2通作成し、**クレジットカード会社にも同時に送付**します（電磁的記録は不可）

※スクリーンショットとはスマートフォン等の操作画面の表示状態をそのまま撮影して画像化する機能

● 必要事項（上記【記載例】参照）を記入し、コピーまたはスクリーンショット※などの方法で保存をします

ハガキの場合は郵便局窓口から**特定記録郵便**か**簡易書留**で出します（コピーと受領証は保管します）

● クレジットカードを利用した場合は、同様の書面を2通作成し、**クレジットカード会社にも同時に送付**します（電磁的記録は不可）

※スクリーンショットとはスマートフォン等の操作画面の表示状態をそのまま撮影して画像化する機能